



# ニュース No.24

# しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田 孝代

事務局: 松戸市松戸 1394-8 TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: [signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp](mailto:signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp) ホームページ: <http://www.signaleyes.biz/>

第 24号 平成 26年10月1日 発行

## 相談支援における権利擁護

中核地域生活支援センターほっとねっと  
センター長 今成貴聖

中核地域生活支援センターほっとねっとは、千葉県 の事業として平成16年からスタートし、今年で10年になります。「対象者横断(制度横断的)」を特徴とした「福祉のなんでも相談所」のような形で、これまでさまざまな相談に応じながら生活支援や地域づくりを行ってきました。その際、福祉、医療、行政、教育、司法、不動産など、地域のさまざまな分野の関係者や関係機関とのつながり(連携・協力体制)を大切にしてきました。実際、そのようなネットワークのおかげで相談支援や地域づくりを展開することができていると感じています。

ほっとねっとに寄せられる相談はほんとうにさまざまです。たとえば、生活のしづらさに関する相談、人間関係の相談、就労に関する相談、福祉制度・サービス・施設の利用に関する相談、健康(疾病や障害)に関する相談、権利擁護に関する相談、話し相手や聞き手を求めている相談など、大きく分類してもたくさん挙げることができます。

そのなかで、権利擁護に関する相談について、もう少し具体的に分類すると、たとえば、成年後

見制度の利用に関する相談、経済困窮に関する相談、家庭内暴力や虐待やDVに関する相談、ひきこもりや不登校に関する相談、路上生活(ホームレス支援)に関する相談、差別や偏見に関する相談などが挙げられます。

ほっとねっとは権利擁護を幅広く捉えて対応しています。とりわけ権利擁護に関する相談支援は、簡単に解決できることの方が少なく、たとえ短期的・集中的な関わりで一定のめどが立ったとしても、その後も継続的・中長期的な関わりが必要な場合が多いのです。問題が深刻化すればするほど、あるいは複雑化すればするほど、より丁寧な包括的な支援が必要となります。相談者に寄り添いながら、信頼関係を構築しながら、根気強く関わっていくことが、ときに求められます。それは、その人の生活そのものに携わってゆくことでもあると言えます。言い換えるなら、その人の生活を支える・守るという意味において、生活支援そのものが権利擁護であると考えています。

### 1、法人後見として受任している件数

今年度（26年度）に入ってから受任は8月末現在で8件になっています。

8月末現在で累計59件（内6件は終了）

後見類型別内訳			合計
後見	保佐	補助	
37	21	1	59件

障害別内訳				合計
認知症	知的障害	精神障害	高次脳機能障害	
23	27	8	1	59件

### 2、松戸市成年後見制度法人後見支援事業受託

(1) 市民後見協力員の活動支援

あらたに松戸市市民後見協力員として市に登録をして、法人後見に協力している市民の方達をサポートしています。

(2) 市民後見協力員養成講座の開催

法人後見の活動を支援する松戸市市民後見協力員の養成講座を行っています。座学の講座は終了して、これから実地研修を行う予定です。受講生は全ての研修を終了されたのち、松戸市市民後見協力員として法人後見への協力をさせていただく予定です。

(3) 成年後見制度等に関する相談支援

障害をお持ちの市民の方やそのご家族、支援者などを対象に、成年後見制度についての疑問やお困りごと等のご相談受けています。（毎週火曜日 9時～17時 ※要予約）

### 3、相談事業について

随時相談は受けていますが、特に毎月第三木曜日の10時～15時「法律と生活の相談室」では司法と福祉の専門職がペアになって相談を受けています。（※要予約）

しぐなるあいずでは、活動を支えてくださる賛助会員を募集しています  
 年会費：個人 3,000 円 団体 10,000 円  
 連絡先： しぐなるあいず事務局 ☎047-702-7868

賛助会員の皆様へ  
 今年度も賛助会費のご協力を頂きまして誠に有難うございます。当法人は認定NPOを目指しております。それには皆様のご支援がとても大事な要件となっておりますので今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。